

障害者活躍推進計画

館林地区消防組合

令和7年4月

1 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

2 課題

館林地区消防組合においては、消防吏員が196名、その他職員が1名であるが、消防吏員は除外職員となっているため算定対象職員は1名であり、法定雇用障害者数は0人となることから、障害者の積極的な募集及び採用が行われていない。

中途障害者となった職員が若干名在籍することもあるが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていなく組織的な体制整備は特段行ってこなかった。

3 目標

(1) 採用に関する目標

その他職員の採用に対し、健常者・障害者の差を設けず応募する。評価方法は健常者と障害者で差が出ない方法を検討する。

(2) 定着に関する目標

なし

4 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。

イ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設置する。

ウ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3カ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

イ 措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

ウ 消防吏員以外のその他職員の募集にあたっては、以下の取扱いを行わない。

(ア) 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。

(イ) 自力で通勤できることといった条件を設定する。

(ウ) 介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

(エ) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

(オ) 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) その他

国等による障害者就労支援等からの物品の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。